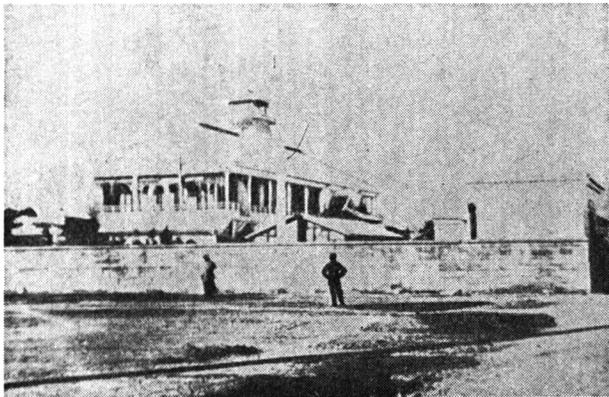


神奈川県奉行水野若狭守良之、同奉行並依田伊勢守盛克らと会見、事務引き継ぎに入った。

すでに、江戸も開城となっていた。神奈川県奉行側の引き渡し方針は早くから外国側を通じて大坂の外国事務局に伝えられてあったし、奉行自身も東征軍と接触していた。東久世総督到着前には、副総督の鍋島一行が到着していた。神奈川県奉行側の事務引き継ぎの準備体制は十分整っていたものとみてよいであろう。東久世は最初の会談の席で神奈川県奉行役所の事務機能の存続のため、支配向の人びと、すなわち事務職員の残留を求め、奉行二名のみ江戸に帰って総督宮の指揮をうけるよう申し渡した。当時奉行所に「同心仮抱」として奉職人の末に名を連ねていた太田久好の『横浜沿革誌』（明治二十五年）によると、この日、調役以下は従前の通り勤仕すべく伝達され、翌十九日、それより上級の組頭以下も引き続き勤仕すべくさらに伝達されたとあり、そのわけは「調役某、判事ニ面会シ、組頭ノ事務ニ老練ナル者ヲ勤統セシムルノ得策ナルヲ縷述セシニヨリテナリ」とある。

神奈川県裁判所の開設

十九日、東久世はフランス公使館において、イギリス・アメリカ・イタリヤ・プロシヤ・フランス・オランダの六か国の外交代表に会見し、これまで横浜の警備にあたってきた外国兵に代って総督側の兵が交代することを取り決めた。そして翌二十日には、戸部・横浜両役所、東西運上所、国産改所、陣営、武庫、官舎、監獄などの建物及び関係書類のすべての引き継ぎが完了した。ここではじめて新政府の横浜支配が始まったわけで、その機関として発足したのが神奈川県裁判所である。『横浜沿革誌』は、「茲ニ始メテ神奈川県裁判所ヲ置ク」と記し、従前戸部役所を戸部裁判所と改称し、旧運上所改め横浜役所を横浜裁判所とした、とある。すなわち、新神奈川県裁判所は旧来どおり民政、涉外事務の二本だてである。機構は前述したように総督以下の幹部は新政府の外交官僚を任命して統括し、それ以下は旧奉行所そのままである。開設当初の職制は、権参与、同判事、御用掛（以上新政府官僚）、同助勤、組頭、同勤方、調役、同並、同格、書物方、同



神奈川裁判所景況

『神奈川の写真誌』から

見習、定役元締、同助、定役、その他同心肝煎、同心（六十五名）、それに翻訳方、銃隊教師、警衛隊（百六十名）、下番（三百二十名）というもので、これが同年十一月の新職で更新された（『横浜沿革誌』、『横浜市史』三の上）。『横浜沿革誌』に掲げた宮本小一郎の話にもあるように、同じ幕府の開港場でも長崎、神戸と比べ、横浜では諸事整頓のうちに、きわめて平和的に新旧支配権の交代が行われた。

「裁判所」とは、現行の司法機関とは全く別な、おもに旧幕府直轄地を没収してその要地に置いた維新政府の地方統治機関の名称で、横浜のほか、大坂・兵庫・長崎・京都・大津・箱館・笠松・新潟・府中（但馬）・佐渡・三河などの各地の遠国奉行や代官にとって代った支配権力である。

横浜に裁判所を置いたことは、兵庫や長崎と同じく開港場を掌握支配（しやうや）することにはかならない。開港場は外国貿易の地であり、外国人の居留地でもあるので貿易の管理とともに治安維持を重要任務としたことは自然であった。なおこの裁判所の名称は神奈川県となってからも、しばらくは県庁の触書には「神奈川県裁判所」とあって、裁判所は県庁の意味に用いられた。

四月二十日には、神奈川裁判所正副総督の名をもって各国公使に対して、これまで各国領事より神奈川奉行へ交渉してきた事項は、今後神奈川裁判所判事へ交渉するよう通知した。その通知文はつぎのように綴られている。

以手紙致啓上候、是迄貴国コンシユルより神奈川奉行へ引合来候事件、已来は徴士参与

神奈川県裁判所判事寺島陶蔵、井関齋衛門え引合候様御達可被成候、此段得貴意候、以上

四月二十日

肥前侍従
東久世中将

(英仏米伊蘭字
各国公使姓名閣下)

一方、事務を引き渡して横浜を引き揚げる旧神奈川県奉行側も、同日つぎのような通知を送った。

以書状致啓上候、然者我大君国政を皇帝陛下へ奉還候に付、当地之儀新政府之総裁へ引渡候様下命アリしかは、今般夫と引渡相済拙者共儀者、江戸へ相帰り申候、右之趣貴公使へ御通達有之候様存候、此段得御意置候、以上

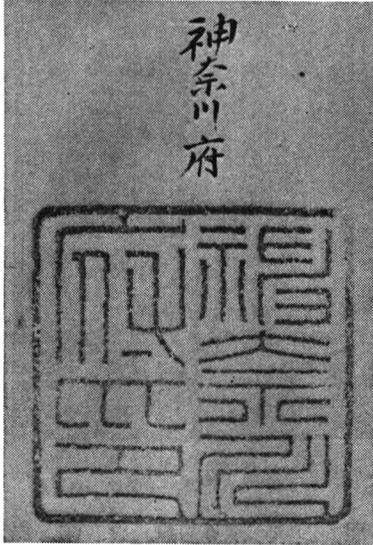
慶応四年戊辰四月廿日

依田伊勢守 花押
水野若狭守 花押

あて名はアメリカ公使館書記官ポートマン、イギリス書記官サトウのほか、フランス・プロシヤ・オランダ・イタリー・ペルギー・ポルトガルの書記官・領事になっている。

さらに四月二十二日には、寺島・井関兩名の名をもって、これまで横浜役所・戸部役所とよんできたが両所とも神奈川県裁判所と改称したことを十か国の各領事あてに通知している。以上は、新旧管理者の列国に対するあいさつといつてよいだろう。

神奈川県奉行水 二十一日、横須賀製鉄所新藤鋳蔵が裁判所に来て同所の引き渡しについて会談した。一方、神奈川県奉行の**野・依田の退去** 水野・依田両人は、この日江戸表へ出立することになったが、彼らの事務引き継ぎが儀礼正しく行きとどいていたことが総督当局に感銘を与えた模様で、慰労として特に三百両ずつを下賜した。『横浜沿革誌』の記すところによれ



神奈川県印影
東京都公文書館蔵『五管府県印影』から

ば、水野と依田は組頭勤方宮本小一郎、御勘定格通弁御用頭取石橋助十郎を同伴して、汽船で江戸に帰ったという。そして水野と依田には、それぞれ四月二十二日付の免神奈川奉行・免神奈川奉行並の記録がある。

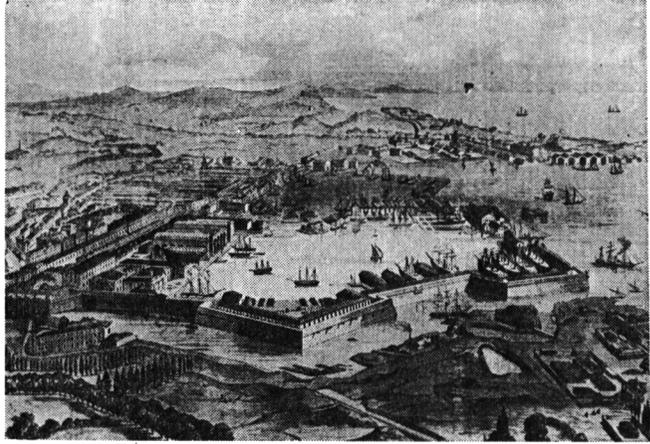
神奈川府 新政府の地方政治は、まず旧幕府勢力の掃蕩のため軍政的に行われたことはすでに述べたが、江戸占領が一段落と改称 ついた、同四月二十一日、「政体書」を制定してアメリカ風の三権分立制を模した中央集権制の組織を定め、地方政治はいわゆる府藩県三治の統一の体制とした。これによって従前の裁判所を順次府または県に改め、同月二十四日、まず

京都、箱館の裁判所を京都府、箱館府とし、ついで大阪、江戸、越後、度会、神奈川、奈良、新潟等に府をおいた。県では同四月二十五日、大津、笠松裁判所をそれぞれ大津県、笠松県とした。府県ともに地方行政区であるが、府を上位、県を下位とした。

六月十七日、神奈川裁判所を神奈川府に改めた「政体書」は府、県について職制を定めて、知府事、判府事、知県事、判県事をおくこととなっているので、裁判所総督の東久世通禧が府知事となり、同在勤の寺島宗則と井関盛良とが判事となった。なお鍋島副総督は外国官副知事に転じ、神奈川府は兼任となった。

裁判所から府と改まったが、その機構はまず変りはなかったろう。「政体書」にその規定があるがこれは形式にすぎず、実際には従前と変りなかった、府となったが、官庁は神奈川府裁判所と称した。

七月二日、戸部裁判所が横浜裁判所内に新築移転し、前者を内政



ツル岡港景況
「絵入ロンドシニース」から

神奈川県立博物館蔵

局とし、後者を外政局として二部局組織とした。『横浜沿革誌』には六月の項に「横浜裁判所内西洋館ノ南方へ新ニ日本館ヲ建築シ、戸部裁判所ヲ合併シ内政局及外政局ト称ス」とあるのはこのことで、この合併によって、幕末以来二か所別々にあった庁舎が一本化されてそれが今日に至っているのである。

横須賀製鉄所の管理 四月二十日、東久世総督は神奈川県奉行から事務引き継ぎで奉
行所を接収したのと同時に、旧幕府直轄の横須賀製鉄所の管

理に当たることになった（『復古記』四月二十日条）。

横須賀製鉄所は、横浜製鉄所とともに、幕府がフランスと結んだ取り決めに基づいて、予算総額二百六十万ドル、期限四年の計画で建設されてきたもので、造船と艦船修理を目的とする「造船所」である。

大規模造船所建設予定地に横須賀の地が選ばれたのは、同地が地形上フランスのツル岡港に似て、湾奥深く位置し、水深も十分で、江戸湾内随一の適地と認められたためである。工場・港湾設備の建設のためには、製鉄所の首長にウエルニー（Wulnier, Verry, Francis Léonce）が就任して総指揮をとり、多数のフランス人技術者、日本人労務者が従事し、日本側当局者として、製鉄所奉行一色攝津守以下約四十数名の幕吏が配属されていた（資料編15近代・現代(5)涉外「横須賀製鉄所一件」）。

横浜製鉄所は機構上横須賀製鉄所に付属し、フランス人技師の若干名が「横須賀」から派遣される形となっていた。横浜製鉄所が設置されたのは、横須賀における工事が、工場用地造成のため、まず湾岸の一部埋立の大土木工事から開始しなければならず、このために横浜が取りあえず艦船修理の需要に応じ、同時に、横須賀用に必要な器具の準備、機械組立などをおこなう役割を果たすためであった。

旧幕府は一月に東征軍の進発をみると、はじめは六浦藩主米倉昌言に、つづいて佐貫藩主阿部正身に製鉄所の警備を命じたが、しかし、これが実施された形跡は疑わしく、また製鉄所には製鉄所奉行一色直温以下四十五名が配属されていたが、全員が現地に勤務していたとしても広大な構内を警備するにはもとより微々たる兵力にすぎなかった。そして東征軍が箱根を越えると、三月六日、旧幕府はフランス公使ロッシュとウェルニーに対して書簡を送り、製鉄所工事の一時休業とフランス人技師者の横浜引揚げを勧告した。当時ロッシュは大坂方面に出張中で不在であったが、ウェルニーは工事の続行を主張し、日本人職工は一時半減して情勢の推移をみるとするも、フランス人全員は現地に留まり、万一に備えて、横須賀湾に軍艦を繋留してフランス人の保護にあたるという趣旨の回答をおこなった。

三月九日は神奈川奉行がパークスを訪ね、新政府の責任ある者に奉行役所を引き渡す考えであることを語り、ロッシュも横浜にもどった日であるが、またこの日、旧幕府はソシエテ・ゼネラル会社と仏国郵船会社に対する五十万ドルの支払いに窮し、横須賀、横浜両製鉄所を抵当に入れ、一八五八年三月一日（慶応四年二月八日）より七か月間で元利を皆済するとする約定を両社と結んでいる。

それから一か月余の後の四月二十一日、製鉄所奉行並新藤鋳蔵が神奈川裁判所総督東久世通禮を訪ね、製鉄所引渡しに関する事務連絡をおこなっているが、この日はあたかも旧神奈川奉行等がすべての引継ぎを無事終えて江戸へ引き揚げる当日であ

った。おそらく製鉄所当局は引き渡しの手順について神奈川奉行と連絡協議をおこなっていたものであろう。

同月二十四日、ロッシュの要請により、東久世総督は鍋島副総督を伴ってロッシュと晚餐を共にし、製鉄所と雇いフランス人技師たちの今後について会談している。恐らくその席でロッシュは製鉄所工事の再開を主張したことであろう。それからおよそ一週間後の閏四月一日、東久世・鍋島の正副総督及び寺島・井関両判事一行はフランス汽船に乗って、はじめて横須賀製鉄所を訪れた。当時、製鉄所は工場用地のための埋立工事はほぼ完了しており、小海湾三万三千八百坪をはじめ、内浦湾約一万四百六十坪、白仙湾約六千六百九十坪、三賀保浦湾約七千八百坪のほか、逸見村沿岸約三万坪その他が新埋立地として誕生、のちの海軍工廠構内敷地の原型ができあがっていたといつてよい。

また、そこには製鉄所首長ウエルニー以下のフランス人技術者たちのための大小宿舍・集会所・教会堂などの洋風建物が散在するほか、奉行以下の幕吏の役宅宿舍、八百坪余の製鋼所など大小四十棟の作業場など、従来の村落や市街地とは全く趣がちがった建物群が出現していたのである。さらにまた、小型船の横須賀丸（長さ二十五¹/₂、排水量八六・二トン、三十五馬力）が竣工していた。

この両製鉄所管理は新政府の横浜接收に伴って、一時神奈川裁判所に預けたのであったから、翌二年十一月、大蔵省に移され、また燈台、電信関係も一時管轄したが、これも翌三年十月民政部省へ移した。このようにして旧幕府諸施設がそれぞれ政府機関に接收されていった（『神奈川県史料』第一巻）。

浦賀奉行土方 横須賀製鉄所の引渡しが完了した後、浦賀奉行の行政引渡しは閏四月十一日におこなわれた。これは東久世**勝敏の退去** 総督が初めて製鉄所を訪れてから十日後に当たる。

これより先、同月三日、神奈川裁判所に出頭して引渡しの手順を打ち合わせた浦賀奉行土方勝敏は、五日浦賀にもどり、即

日浦賀表引渡しの方針を下知、「御暇願い」の者勝手次第につき、氏名列記の上提出するよう与力・同心たちへ下達し、また、神奈川裁判所の指示に基づいて裁判所「御雇」要員十人を募るなど、引渡しに備えた。十一日、引渡しの当日朝五つ時、旅宿感応院を出た「肥前様御役人方」、すなわち横浜から出張してきていた成富弥六兵衛一行は、奉行役所に赴いて事務の引渡しをうけ、ついで台場、武器蔵、火薬蔵、番所、牢屋を巡検した。諸務引渡しを終えた土方は常徳寺へ引き揚げ、ここに浦賀奉行支配下の行政は、神奈川裁判所の管理下に入ったのである。

十三日には、勝義邦と榎本武揚のはからいで軍艦回天が浦賀港に到着し、荷物を積み入れた後、土方以下与力・同心等一同が乗艦、五つ半ごろ出港した。このほか別に船を仕立てて退去した旧役人たちもあった（高橋恭一『浦賀奉行史』所載「御用日記」）。

二 神奈川県の設置

府から県へ
明治元年九月二十一日、行政官から神奈川府に対して「今般其府ヲ県ト被改候旨被仰出候事」と達せられて、

神奈川県の設置となった。これは右の達の文面のように神奈川府の改称であるが、本県史の起点とする神奈川県は、このときをもって設置されたわけである。

府から県となったことは、形のうえでは格下げであるが、政府は府を東京・京都・大坂の三府に限定し、その他の府は順次県と改めているので、格下げといってもとくに神奈川県の場合だけではないのである。府藩県三治制は、この数多くあった府の整理によって形態を整えたのであったから、三府以外を県としたことでこの三治制が固定したものといっていよい。神奈川府を神奈川県としたことは、そういう点から意味があり、近代の神奈川県が、この改称によって発足をとげたものといえるので



神奈川県裁判所印影
東京都公文書館蔵『五管府県印影』から

ある。

神奈川県への改称に先だって、東久世は外国官副知事に転じ、神奈川県知事の方は兼任になっていたが、「県」に改称とともに判府事であった寺島宗則が神奈川県県の「知県事」に就任した。

寺島宗則は薩摩藩士、もとは松木弘安といい、蘭学者で幕府の洋書調所の教官を勤めた。慶応元年、薩摩藩の遣英特使一行に参加して渡英し、英国外相クラレンドンと日本の外交、内政問題について折衝した外交通である。明治となると、寺島陶蔵と改姓、ついで宗則となった。元年正月、参与外国事務掛、外国事務局判事となった。明治の外交官僚の草分けの一人である。

「裁判所」から「府」に変わり、さらに「県」となったが、当時はなお外国事務取扱いの政府出先機関という性格は依然として強かった。寺島は後年当時を回顧してつぎのように語っている。

「宗則等横浜に来るの後は、公使領事の談判に之を負担せり。蓋し、此時未だ（横浜では）外交専任官と地方官との差別なく、余の外は且外交に關せしものなきを以て、公使領事共に余之と応接せり。」（雑誌『伝記』三の五、「寺島宗則自叙伝」(二)）

しかし、このような傾向は、横浜に限らず各開港場所在の地方長官はみな同様であって、したがってまた、外国官の支配をうける面が多分にあった。これより先、六月十四日、大坂・長崎・箱館・神奈川の各府県に対して「以来開港地府県之儀都テ外国之事務ニ關係致候様可心得旨御沙汰候事」という達が出され、開港場所在地方官の外交機関としての役割を明文化し、つ

づいて八月、外国官は、神奈川・長崎・大坂・箱館・新潟・兵庫の六府県へ外国官の官員を派遣し、その外国官派遣官員は、県の長官である「知県事」または「府」にあつては長官の次に位する「判府事」を兼務するという提案を太政官におこなつてゐる。

この外国官の官員派遣構想によると、神奈川県の場合は次のようになっている。

一 神奈川県

外国官判事 内一人知県事兼勤

同 権判事

同 判事試補 此内ニテ判県事兼勤

右の案によれば、つまりは知事には外国官判事が就任することになる。

しかし、この外国官の「伺」に対する政府の指令は、その後容易に出されなかったものと見え、翌二年一月、外国官は回答を督促しているが、結局は政府の指令は出されなかったようで、外国官が考えた構想は実現しなかった。

最初の神奈川県職制 同年十一月、県は「神奈川県職制」を起草し、政府の認可を求めた。この「職制」は『神奈川県史料』第一巻

「職制」に収められていて、県が独自に創設したものとして知られているものであるが、県の長官である「知県事」を次のように規定している。

判官事

知県事 兼務

外国条約ヲ施行シ、万国交際ノ意ヲ厚クシ、部内人民ノ訴訟ヲ裁断シ租税ヲ收メ賦役ヲ督シ賞刑ヲ知り県兵ヲ監スル等ヲ総判スルヲ掌

